登記所	事務	指定の効力が生ずる日
横浜地方法務局青葉出張所	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十四年六月一日
横浜地方法務局大和出張所	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十四年六月一日
さいたま地方法務局川口出張所	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十四年六月一日
さいたま地方法務局上尾出張所	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十四年六月一日
水戸地方法務局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十四年六月一日
甲府地方法務局吉田出張所	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十四年六月一日
大津地方法務局東近江出張所	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十四年六月一日
和歌山地方法務局御坊支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十四年六月一日
名古屋法務局津島支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十四年六月一日
津地方法務局伊勢支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十四年六月一日
岐阜地方法務局美濃加茂支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十四年六月一日
仙台法務局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十四年六月一日
仙台法務局古川支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十四年六月一日
福島地方法務局二本松出張所	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図面の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十四年六月一日

日にパキスタン・イスラム共和国について効力を生じた。

（平成二十四年四月二十六日付けアメリカ合衆国国務省口上書）

平成二十四年五月二十二日

外務大臣臨時代理

国務大臣　藤村　修

○外務省告示第百八十一号

パキスタン・イスラム共和国政府は、平成三年十月四日にマドリードで作成された「環境保護に関する南極条約議定書」の加入書を平成二十四年三月一日にアメリカ合衆国政府に寄託した。よって、同議定書は、平成二十四年三月三十一日にパキスタン・イスラム共和国について効力を生じた。

（平成二十四年四月三十日付けアメリカ合衆国国務省口上書）

平成二十四年五月二十二日

外務大臣臨時代理

国務大臣　藤村　修

○外務省告示第百八十号

パキスタン・イスラム共和国政府は、昭和三十四年十二月一日にワシントンで作成された「南極条約」の加入書を平成二十四年三月一日にアメリカ合衆国政府に寄託した。よって、同条約は、同日にパキスタン・イスラム共和国について効力を生じた。

（平成二十四年四月二十六日付けアメリカ合衆国国務省口上書）

平成二十四年五月二十二日

外務大臣臨時代理

国務大臣　藤村　修

○厚生労働省告示第三百六十五号

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十六条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第三号及び同令第九条第一項第一号に規定する厚生労働大臣の登録を受けた養成施設（以下「登録養成施設」という。）である大阪府立大学生命環境科学部生命機能化学科食品衛生課程及び大阪府立大学総合リハビリテーション学部栄養療法学科について、その名称を次のとおり変更する旨の届出があったので、同令第二十条第二項（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

平成二十四年五月二十二日

厚生労働大臣　小宮山洋子

変更後の登録養成施設の名称	変更前の登録養成施設の名称	変更の日
大阪府立大学生命環境科学域応用生命科学類生命機能化学課程食品衛生コース	大阪府立大学生命環境科学部生命機能化学科食品衛生課程	平成二十四年四月一日
大阪府立大学地域保健学域総合リハビリテーション学類栄養療法学専攻	大阪府立大学総合リハビリテーション学部栄養療法学科	

○農林水産省告示第千四百十三号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項の規定に基づき、平成十二年六月二十三日農林水産省告示第八百九十九号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件）の一部を次のように改正したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第四項の規定に基づき、公示する。

平成二十四年五月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦